

# 70歳以上の方の高額療養費制度にかかる 自己負担限度額の見直しが実施されます

高額療養費制度は、所得区分に応じて自己負担額に上限が定められています。

今回の改正では、70歳以上の高齢受給者の所得区分と自己負担限度額が段階的に見直されますのでお知らせいたします。

## ■ 現行(平成29年7月まで)

所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体※2
3割	一定以上所得者 (標準報酬の月額28万円以上)	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当：44,400円 ※3)
2割 ※1	一般	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ (低所得者Ⅱのうち一定の基準に満たないもの)		15,000円

## ■ 第1段階(平成29年8月から平成30年7月まで)

所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体※2
3割	一定以上所得者 (標準報酬の月額28万円以上)	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当：44,400円 ※3)
2割 ※1	一般	14,000円 (年間上限： 144,000円)	57,600円 (多数該当：44,400円 ※3)
	低所得者Ⅱ (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ (低所得者Ⅱのうち一定の基準に満たないもの)		15,000円

## ■ 第2段階(平成30年8月から)

所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体※2
3割	一定以上所得者	標準報酬の月額83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当：140,100円 ※3)
		標準報酬の月額53万円以上83万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当：93,000円 ※3)
		標準報酬の月額28万円以上53万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当：44,400円 ※3)
2割 ※1	一般	18,000円 (年間上限： 144,000円)	57,600円 (多数該当：44,400円 ※3)
		低所得者Ⅱ (市町村民税非課税)	24,600円
		低所得者Ⅰ (低所得者Ⅱのうち一定の基準に満たないもの)	15,000円

※1 昭和19年4月1日までに生まれた方は1割に据え置かれています。

※2 世帯全体とは、同一の世帯で、同じ健康保険に加入している方です。

※3 多数該当とは、世帯全体(※2)で、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以上の支給に該当した場合